

監査公表第17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部（危機管理対策課、環境・廃棄物対策課（水環境保全対策室）、敦賀斎苑、清掃センター、衛生処理場、生活安全課（消費生活センター）、市民課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年12月24日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

市民生活部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年11月26日（木）

2 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課、環境・廃棄物対策課（水環境保全対策室）、清掃センター、衛生処理場、敦賀斎苑、生活安全課（消費生活センター）、市民課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）補助金の実績報告について

生活交通維持支援事業費補助金については、提出された実績報告書が適正、的確な乗車人数であるか確認するために、現地調査や事情聴取など実施し、検証をしていただきたい。

（2）公金の取り扱いについて

適正な現金取扱体制の確立に向け、公金取扱マニュアルの活用を図り、公金が大切である事を職員全員が再認識し、不正が起こらないよう体制づくりに積極的に取組まれたい。

（3）基金の運用について

中池見保全活用基金枯渇に備えて財政確保対応策を引き続き検討し、保全活用に努められたい。また、広く寄附金などを募る場合については、寄附について専門的な団体などの指導を仰ぐことも検討されたい。